

【参考】

ガイドライン改正案の概要

1. 改正事項と背景

(1)「鉄塔等」の追加

◆ 対象設備に、**携帯電話の基地局を設置する「鉄塔等」を追加(第1条第1項)**し、各規定の適用関係を整理。

◆ 鉄塔等を設置する物理的なスペースや景観条例等との関係により、鉄塔等の共用に関するルールを整備するものであり、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日情報通信審議会答申)でガイドラインの改正につき提言されている他、関係事業者に対する調査においてもルール化の要望があったもの。

(2)その他

◆ 設置した伝送路設備が不要となった場合に**事業者が当該設備を撤去することとする規定を追加(第5条第5項)**。

2. 主な規定内容の比較

規定事項	電柱・管路等	鉄塔等	備考
対象設備	電柱、管路、とう道、ずい道その他の線路を設置するために使用することができる設備	鉄塔その他の空中線を設置することができる設備	
設備保有者	電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者	電気通信事業者	電気通信事業者以外の者が設置した鉄塔は、本来的に空中線の設置を目的として整備されたものではないため
事業者	認定電気通信事業者	同左(ただし、 携帯電話の基地局の設置を目的とするものとする。)	空中線設置目的の明確化を図るため
調査回答	原則2ヶ月以内に回答。	同左	
貸与拒否事由	空きスペースが無い場合、技術基準に適合しない場合等	同左	
貸与期間	原則5年	同左	
貸与の対価	原価に基づく適切な設備使用料	同左	
一束化・支線共用	ルールを適用	—	